

# 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書

期別	納期限	税額
1期		円
2期		円
3期		円
4期		円
随時		円

対象年度	行政区	世帯番号
通知書番号		宛名番号

金融機関	種別	口座番号
口座名義人		

ここに表示されます

KM01

## 課税計算明細書

通知書番号	宛名番号	備考	課税標準額	市民税額	県民税額
営業等・農業	円	雑損・医療	円		
不動産	円	社保・小規模	円		
利子	円	生命保険料	円		
配当	円	地震保険料	円		
給与	円	本人障害	円		
雑(年金)・譲渡・一時	円	扶養障害	円		
計(総所得金額)	円	ひとり親・寡婦・勤労	円		
分離長期	円	扶養・配偶者	円		
分離短期	円	配偶者特別	円		
山林・株式・先物	円	基礎	円		
繰越損失	円	合計	円		

年税額(A)	円	森林環境税額	円
給与からの特別徴収税額(B)	円	普通徴収	円
公的年金からの特別徴収税額(C)	円	第1期	円
差引普通徴収税額(A)-(B)-(C)	円	第2期	円
所得割より控除しきれなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額(D)	円	第3期	円
		第4期	円
		(D)に係る充当額	円
		充当後納付額	円

公的年金特別徴収	年10月	年12月	年2月	公的年金の種類	支払者の名称
税額	円	円	円		

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金の支払いの際に、上記の公的年金からその支払者が徴収します。

年4月	年6月	年8月	年4月	年6月	年8月
円	円	円	円	円	円

また、あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払いを受ける場合は、公的年金の支払者が上記の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。

なお、あなたが昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した上記の額を、特別徴収の方法によって徴収します。

## 市民税・県民税・森林環境税の計算方法等

**計算方法**  
 総所得金額 - 所得控除合計額 = 課税総所得金額  
 課税総所得金額 × 税率 = 税額控除前所得割額  
 税額控除前所得割額 - 調整控除額 - 税額控除額 - 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額 = 所得割額  
 所得割額 + 均等割額 = 市・県民税額  
 市・県民税額 + 森林環境税額 = 年税額  
 (注) 1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。  
 2 「税額控除額」は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等の控除額の合算額を記載しています。

**○所得控除額**  
 (1)雑損控除 所得金額の10%を超える金額と(災害関連支出-5万円)のうちいずれか高い方の金額  
 (2)医療費控除 支払い医療費から保険金などで補てんされる額を差し引き、さらに所得の5%または10万円のいずれか低い金額を差し引いた金額(限度額200万円)  
 (3)社会保険料控除 支払った金額  
 (4)小規模企業共済等掛金控除 支払った金額  
 (5)生命保険料控除  
 適用限度額 70,000円  
 平成23年12月31日以前の契約(旧契約) 平成24年1月1日以後の契約(新契約)  
 一般生命保険料控除 適用限度額 35,000円 一般生命保険料控除 適用限度額 28,000円  
 介護医療保険料控除 適用限度額 28,000円  
 個人年金保険料控除 適用限度額 35,000円 個人年金保険料控除 適用限度額 28,000円  
 (6)地震保険料控除 最高限度額 25,000円  
 (旧長期契約の場合 10,000円)  
 (7)障害者控除 普通障害者 260,000円、特別障害者 300,000円  
 同居特別障害者 530,000円  
 (8)ひとり親控除 300,000円  
 (9)寡婦控除 260,000円  
 (10)勤労学生控除 260,000円  
 (11)配偶者控除 330,000円(老人配偶者 380,000円)  
 (12)配偶者特別控除 最高限度額 330,000円  
 (13)扶養控除  
 一般の扶養親族 330,000円、特定扶養親族 450,000円、  
 老人扶養親族 380,000円、同居老親等扶養親族 450,000円  
 (14)基礎控除 所得金額 2,400万円以下 430,000円  
 2,400万円超2,450万円以下 290,000円  
 2,450万円超2,500万円以下 150,000円

**○税率**  
 ・均等割 市民税 3,000円 県民税 1,000円  
 ・所得割(総合課税分) 市民税 6% 県民税 4%  
 ・森林環境税 1,000円  
 ・譲渡所得(分離課税)の税率

区分	市	県
短期譲渡(一般)	5.4%	3.6%
長期譲渡(一般)	3%	2%

**○税額控除(調整控除)**  
 納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額  
 合計課税所得金額が200万円以下の者  
 次の①と②のいずれか少ない額の5% (県民税2%、市民税3%)に相当する金額  
 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額  
 ②合計課税所得金額  
 合計課税所得金額が200万円超の者  
 ①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)5% (県民税2%、市民税3%)に相当する金額  
 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額  
 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下 900万円超 950万円以下 950万円超 1000万円以下
障害者控除	普通 10万円 特別 22万円	配偶者一般	5万円
ひとり親控除	父 1万円 母 5万円	配偶者老人	10万円
基礎控除	1万円	特別障害者	4800円超 50万円未満 50万円以上 55万円以下
勤労学生控除	1万円	同居老親等	13万円
扶養控除	一般 5万円 特定 18万円 老人 10万円		

**○税額控除(配当控除)**

課税所得金額	1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分
種類	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%

**○税額控除(住宅借入金等特別税額控除)**  
 前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から③を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下記の割合を乗じた金額  
 ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額  
 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)  
 ②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

市民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

**○税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)**

区分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

**○税額控除(寄附金税額控除)**  
 前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市町村民税は6%に相当する金額  
 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金  
 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金  
 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの  
 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの  
 ただし1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,000万円以下	56.307%
1,000万円超1,800万円以下	49.16%
1,800万円超4,000万円以下	44.055%
4,000万円超	44.055%
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満(課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

この税金についてのおたずね、ご連絡は  
 胎内市役所 税務課 市民税係  
 〒959-2693 胎内市新和町2番10号  
 電話 (0254) 43-6111